

[別表] 減免の対象となる障がいの範囲
(身体障害者手帳の交付を受けている場合)

障がいの区分	身体障がいの方が運転する場合		身体障がいの方と生計を一にする方又は身体障がいの方を常時介護する方が運転する場合
	障がいの級別	障がいの級別	
視覚障がい	1級から3級、4級の1(視力障がい)	1級から3級、4級の1(視力障がい)	
聴覚障がい	2級、3級	2級、3級	
平衡機能障がい	3級	3級	
音声機能障がい	3級(喉頭摘出による場合(無喉頭を含む)に限る)		
上肢不自由	1級、2級	1級、2級	
下肢不自由	1級から6級	1級から3級	
体幹不自由	1級から3級、5級	1級から3級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 移動機能	1級、2級(ー上肢のみの場合を除く) 1級から6級	1級、2級(ー上肢のみの場合を除く) 1級、2級、3級(ー下肢のみの場合を除く)
心臓機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
じん臓機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
呼吸器機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
小腸の機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級	1級から3級	
肝臓機能障がい	1級から4級	1級から4級	

(注) 2以上の障がいがある場合の取扱い

①障がいの区分が異なる場合は、個々の区分で判定します。

◎減免の対象とならない例(生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合)

身体障害者手帳の等級が2級であっても、その内容が上肢不自由3級及び下肢不自由4級であるときは該当しません。

②障がいの内容が同一の区分であるときは合算することができます。

◎合算する例(下肢不自由の場合)

右股関節機能障がい4級及び左膝関節機能障がい4級の場合の認定等級は3級となります。

詳しい内容については、県民センター又は自動車税管理課にお問い合わせください

事務所名	所在地	電話番号	管轄区域
東部県民センター	松江市東津田町1741-1	0852-32-5626	
隠岐税務課	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9617	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
雲南事務所	雲南市木次町里方531-1	0854-42-9520	松江市、出雲市、安来市
出雲事務所	出雲市大津町1139	0853-30-5535	雲南市、奥出雲町、飯南町
西部県民センター	浜田市片庭町254	0855-29-5521	
県央事務所 (川本駐在スタッフ)	大田市大田町大田イ236-4 邑智郡川本町川本265-3	0854-84-9576 0855-72-9516	浜田市、益田市、大田市 江津市、川本町、美郷町、邑南町 津和野町、吉賀町
益田事務所	益田市昭和町13-1	0856-31-9516	
自動車税管理課	松江市馬潟町43-4	0852-37-0341	登録に係る自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割

身体障がい者等の方に対する 自動車税種別割・自動車税(軽自動車税) 環境性能割の減免のしおり

令和4年4月 島根県

① 減免の対象となる自動車

手帳の種類	自動車の所有(取得)者	運転者	用途
身体障害者手帳	身体障がい者等本人 又は 身体障がい者等の方と 生計を一にする方 (本人の所有する自動車がない場合に限る)	本人	
戦傷病者手帳 精神障害者保健福祉手帳	生計を一にする方	生計を一にする方	身体障がい者等の方のための交通手段として使用されること
療育手帳	身体障がい者等本人	常時介護する方	主として身体障がい者等の方の通学(園)、通院、通所又は生業等の利用に供していること

(1) 減免できる自動車は、お持ちの自動車(軽自動車等を含む)のうち1台です。

(2) 自動車の所有者は原則として身体障がい者等の方(本人)としますが、本人の所有する自動車(軽自動車を含む)がない場合に限り、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。

(3) 割賦販売等により自動車の売り主が所有権を留保している場合は、使用者を所有者とみなします。
(リース契約による自動車は減免の対象になりません。)

(4) 身体障がい者等の方を「常時介護する方」が自動車の運転をする場合は、身体障がい者等のみで構成される世帯に属する身体障がい者等の方の所有(取得)する自動車を運転する場合に限ります。

② 減免の対象となる者

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方(4ページの別表に該当する方)
- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、一定の条件に該当する方
(一定の条件については最寄りの県民センターにお問い合わせください。)
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で**1級**の障がいを有する方
- (4) 療育手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が**A**の方



③ 減免申請の手続き

1. 自動車の登録に伴う自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免 (新しく自動車を購入する方の減免)

- ①申請期限……自動車の登録申請日〔登録申請日後に減免の要件を備えることとなったときは、登録申請日の属する年度の2月末日(自動車税種別割に限る)〕
②申請先……東部県民センター自動車税管理課(中国運輸局島根運輸支局敷地内)
③申請の際に用意するもの

●身体障がい者等の方が自動車を所有し、かつ運転する場合

- ア 身体障害者手帳等(受付印を押印するため原本が必要です)
イ 運転する方の運転免許証の両面(写し)
ウ 自動車を買い替えた場合は、前自動車の移転登録又は抹消登録等を証する書類(写し)
エ 減免申請書(第162号の2様式)
県民センターで入手できるほか、島根県のホームページからダウンロードすることができます。(「自動車税減免申請書」でサイト内検索)

●身体障がい者等の方と生計を一にする方又は身体障がい者等の方を常時介護する方が運転する場合 (生計同一者の所有する自動車を身体障がい者等の方が運転する場合を含む)

- ア～エと同じ
オ 生計を一にしていることが判別できるもの(同一世帯が確認できる住民票の写し等)
個別のケースにより異なりますので、自動車税管理課にお問い合わせください。
常時介護する方が運転する場合については自動車税管理課にお問い合わせください。

(注) 登録申請日に手帳交付申請中の場合は、自動車税管理課にお問い合わせください。

2. 納税通知書により課税する自動車税種別割の減免 (4月1日に自動車を所有している方等の減免)

(1) 新規に申請する場合

★1年分の減免申請(3月31日までに身体障害者手帳等の交付を受けている方)

- ①申請期間……減免を受けようとする年の4月1日から納期限まで
②申請先……県民センター(県民センターの各事務所を含む)又は隠岐支庁
③申請の際に用意するもの

●身体障がい者等の方が自動車を所有し、かつ運転する場合

- ア 身体障害者手帳等(受付印を押印するため原本が必要です)
イ 運転する方の運転免許証の両面(写し)
ウ 減免を受けようとする自動車の自動車検査証(写し)
エ 減免申請書(第162号様式)
県民センターで入手できるほか、島根県のホームページからダウンロードすることができます。(「自動車税減免申請書」でサイト内検索)

●身体障がい者等の方と生計を一にする方又は身体障がい者等の方を常時介護する方が運転する場合 (生計同一者の所有する自動車を身体障がい者等の方が運転する場合を含む)

- ア～エと同じ
オ 生計を一にしていることが判別できるもの(同一世帯が確認できる住民票の写し等)
個別のケースにより異なりますので、最寄りの県民センターにお問い合わせください。
常時介護する方が運転する場合については最寄りの県民センターにお問い合わせください。

(注) 3月31日までに手帳交付申請済の場合は、最寄りの県民センターにお問い合わせください。

★月割の減免申請(4月1日以後に身体障害者手帳等の交付を受けた方、又は納期限後に申請する方)

- ①申請期間……当該年度の2月末日まで

②、③は上記と同じ

(注) 減免する額は申請のあった日の翌月からの月割となります。

(2) 継続して申請する場合(前年度に自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免を受けている場合)

納税通知書に同封する身体障がい者等減免申請ハガキ「自動車税種別割の減免について(通知)」の返信用ハガキに必要事項を記入し、所定の郵便料金の切手を貼付のうえ納期限までに返送されることにより、減免申請の手続きをされたことになります。(納期限後に提出されたときは月割の減免になります。)

また、インターネットによる電子申請でも手続きできます。(「しまね電子申請サービス」で検索)

ただし、前年度減免を受けていた自動車に変更(買い替え等)があり、新たに取得した自動車の登録時に自動車税種別割・自動車税環境性能割のいずれも減免を受けなかった場合には、身体障がい者等減免申請ハガキは送付されませんので、その場合は納期限までに県民センター(県民センターの各事務所を含む)又は隠岐支庁において新たに減免の申請が必要です。

また、常時介護する方が運転する自動車についても身体障がい者等減免申請ハガキは送付されませんので、納期限までに申請が必要です。

④ 減免する額

自動車税 種別割

45,000円(重課対象自動車については51,700円)を限度として減免します。

なお、次の場合は、申請のあった日の属する月の翌月から、年税額の月割をもって計算した額と45,000円(重課対象自動車については51,700円)の月割をもって計算した額のいずれか少ない額を自動車税種別割から免除します。

ア 登録申請日に申請があった場合

イ 4月1日又は登録申請日後、新たに減免事由に該当する身体障害者手帳等を交付されたことにより申請があった場合
ウ 納期限後に申請があった場合

自動車税 (軽自動車税) 環境性能割

取得価額又は300万円のいずれか低い額に自動車税(軽自動車税)環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を減免します。

ただし、身体障がい者等の方が利用するために構造変更された自動車については、構造変更に要した金額を取得価額から控除します。

なお、自動車税種別割、自動車税(軽自動車税)環境性能割、軽自動車税種別割、自動車税、自動車取得税、軽自動車税のいずれか一の減免を受けた自動車を身体障がい者等の方又は身体障がい者等と生計を一にする方が所有している場合は、新たに取得した自動車の自動車税(軽自動車税)環境性能割は減免できません。

(例: 身体障がい者等の方の所有する減免自動車を配偶者に譲渡し、新たに身体障がい者等の方が自動車を購入する場合等)

(注) 自動車税(軽自動車税)環境性能割には月割の減免制度はありません。

⑤ 自動車を買い替えた場合の減免の取扱い

自動車税種別割、軽自動車税種別割の減免を受けている自動車等(減免自動車等)を抹消又は譲渡して新たに自動車を取得した場合の取扱いは、次のとおりとなります。

取 得 の 形 態	減 免 の 取 扱 い		
	自 動 車 税 種 別 割	自動車税(軽自動車税)環境性能割	
抹消又は譲渡した減免自動車等	新たに取得した自動車(代 替 車)	新たに取得した自動車(代 替 車)	減 免
年度中途に減免自動車を抹消登録して代替自動車を取得した場合	新規登録による取得	翌月から月割で減免	自動車税種別割、自動車税(軽自動車税)環境性能割、軽自動車税種別割、自動車税、自動車取得税、軽自動車税のいずれか一の減免を受けた自動車を身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者が所有している場合を除く
	移転登録又は変更登録による取得(転入による取得を含む)	抹消の月まで減免	次年度から申請に基づき減免(月割課税されるときは翌月から月割で減免)
年度中途(納期限後)に減免自動車を他に譲渡(県外転出を含む)して代替自動車を取得した場合	減免のまま(次年度から譲受人に課税)	次年度から申請に基づき減免	
年度中途に減免軽自動車を抹消又は他に譲渡して代替自動車を取得した場合	新規登録による取得	翌月から月割で減免	
	移転登録又は変更登録による取得(転入による取得を含む)	軽自動車税種別割は減免のまま	次年度から申請に基づき減免(月割課税されるときは翌月から月割で減免)

- (1) 4月1日から納期限までの間に自動車を買い替える場合で、前年度に減免を受けた自動車(前減免自動車)を他に譲渡して新たに自動車(代替自動車)を取得する場合には、前減免自動車又は代替自動車のいずれか1台を自動車税種別割の減免を受ける自動車として選択できます。
- (2) 市町村税である軽自動車税種別割の取扱いについては、各市町村の税務担当課へお問い合わせください。